

令和4年度石垣市住民税均等割のみ課税世帯等緊急支援金

- 申請期限は、令和5年2月10日（金）までとなっております。
対象世帯で、申請がまだの世帯はお早目にお手続きください。

【支援金の支給額】1世帯 3万円

※書類不備や記入漏れがある場合、支給手続きができませんのでご注意ください。
※個人の税額等に関して、電話でのお問い合わせにはお答えできませんので、ご注意ください。（住民税の確認は、税務課より送付している「納税通知書」でご確認ください。）

【問合せ】市役所福祉総務課 ☎ 0980-87-6025
受付時間 平日9時～17時（平日12時～13時、土日祝祭日を除く）



電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

- 申請期限は、令和5年2月10日（金）までとなっております。
対象世帯で、申請がまだの世帯はお早目にお手続きください。

※家計急変世帯（上記以外の世帯で、予期せず家計が急変し、住民税非課税相当と見なされた世帯）の申請期限も同じです。

【支援金の支給額】1世帯 5万円

※書類不備や記入漏れがある場合、支給手続きができませんのでご注意ください。

【問合せ】市役所福祉総務課 ☎ 0980-83-1683（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金窓口）
受付時間 平日9時～17時（平日12時～13時、土日祝祭日を除く）



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター ☎ **0120-526-145**

受付時間 9:00～20:00
(土日祝、12/29～1/3を除く)

戦没者等のご遺族の皆様へ 第十一回特別弔慰金の請求は令和5年3月31日まで

■支給対象となる方

令和2年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

支給対象者は、戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪 など） ※詳細はお問い合わせください。



■ 支給内容：【国債名称】第十一回特別弔慰金国庫債券 い号 【額面】25万円（5年償還）

■ 請求窓口：市役所平和協働推進課 ☎ 0980-82-1253

